

# 2020年度事業報告

(2020年4月1日～2021年3月31日)

一般社団法人 日本経済青年協議会の2020年度における事業活動は、下記の通りですが、1年を通して、新型コロナウイルスの大打撃を受け、中止、断念せざる得ない事業も数多あり、誠に残念な結果となりました。

## 1. 組織活動

- 1) 米中貿易摩擦の激化と長引く新型コロナ禍に直面し、2021年春季労使交渉は、前年以上に厳しい結果に終わったが、当協議会は、内閣府、経団連の指導と協力を得て、産業界へのセミナー活動を展開することが出来た。
- 2) 当協議会は、厚生労働省の後援を得て、傘下の一般社団法人 日本勤労青少年協議会のもと、「勤労青少年作文・標語募集」及び、「33回・若者を考える集い」（今年はオンラインによる開催）の合同実施に協力した。
- 3) 独立行政法人 青少年教育振興機構・国立オリンピック記念青少年総合センター（文部科学省管轄）の協力を得て、2020年度はこれまでにない最大規模の「新社会人研修村」を企画推進したが、急激な新型コロナウイルス感染のため、当センターが3月から6月末まで閉館となり、やむを得ず全面中止する結果となった。  
しかしながら、1年以上の仕込み期間をかけての一大イベントであり、かつ昭和43年3月以来、産業界の協力活動として、50数年に亘って、毎年開催する一大行事として広く産業界に評価されて参りました。完全中止は慚愧の念で一杯でしたが、今後も継続する行事として各社から協力金を分担して頂きました。

## 2. ゼミナール活動

- 1) 春季労使交渉対策セミナー  
経団連が、1月下旬に公表した「春季労使交渉基礎資料」をもとに、2021年1月28日（木）如水会館にて、「コロナ禍における新たな働き方と春季労使交渉のあり方」特別講座（通算62回）を開催した。（録画配信の視聴含む。）
- 2) 監督実践基礎研修コース(年1回)  
第一線監督者のための基礎研修会（1泊2日）は、6月は当センター閉館で実施出来ず、10月のみの開催となった。
- 3) 管理者(課長クラス)基礎研修コース(年1回)  
管理者のための基礎研修会（1泊2日）は、6月は当センター閉館で実施出来ず、10月のみの開催となった。
- 4) 新入社員特別企画「新社会人研修村」（2020年4月1日～5月31日・中止）  
前述の通り、当センターが3月～6月末まで閉館となり、「新社会人研修村」は、全面中止となった。合わせて、合宿研修する新入社員を対象とする「働くことの意識調査（通算52回）」も取り止めとなった。

- 5) 新入社員ビジネス基礎講座（1日セミナー）・中止  
4月7日（火）全日に予定していた、新入社員のためのビジネス基礎講座は、当センター閉館で中止となった。
- 6) 産業ジュニア・リーダー養成コース(年5回企画・3回中止)  
企業の若いリーダーを育成するためのリーダー研修（1泊2日）は、6月は当センター閉館で実施出来ず、また、9月及び2021年2月は、コロナ感染拡大の懸念から参加を見合わせる企業が続出したため中止、10月と11月の2回開催することが出来た。
- 7) 「会社の人事労務実務研修会」（毎月1回・年間12会合・2会合中止）  
個別労働問題から、集団的労使関係に至る基本テーマを、12回に振り分け、14時～17時かけて、各経営側弁護士による講座を開催する予定でした。しかしながら、コロナ禍の為、4月と5月は、会場閉鎖により中止に追い込まれた。6月以降は毎回実施することが出来た。
- 8) 「ゼミナール労働判例実務研究会」（毎月1回・令和2年10月で通算500回）  
講師及び会員のニーズに合わせたテーマと労働判例を選択し、毎月第2又は第3の水曜日午後2時間（ときには3時間）、開催する予定でしたが、4月と5月がコロナ禍による会場閉鎖に伴い中止し、6月以降再開するに至った。
- 9) JEC特別専門講座・中止  
短期集中型専門講座として、70回続いた「労働法規実務コース・全6講座」は、コロナ禍により企画出来ず、断念するに至った。
- 10) 「職場のハラスメントの発生原因とその防止策」セミナー  
4月実施を延期し、7月15日午後半日、経営側弁護士を招いて標記セミナーを開催した。
- 11) 第25回夏季林間研修会（1泊2日・中止）  
「テレワークなど今後の働き方改革の法的留意点」について、9月4日～5日（金・土）開催予定でしたが、直前に中止せざるを得なくなった。
- 12) 「個人の働き方特性とメンタル不調者の実務対応」セミナー  
5月実施を延期し、9月16日、午後半日、経営側弁護士を招いて開催した。
- 13) 「海外勤務者・外国人労働者の法律実務」セミナー  
10月16日、午後半日、経営側弁護士を招いて開催した。
- 14) 「短時間労働者・有期雇用労働者の労務管理の留意点」セミナー  
11月20日、午後半日、経営側弁護士を招いて開催した。
- 15) 「新型コロナ禍雇用の在り方の変容と2020年10月最高裁判決の影響」セミナー  
12月9日、午後半日、経営側弁護士を招いてセミナーを開催した。

- 16) 「新型コロナ禍で進む雇用の在り方の変化を意識した“実務で使える”就業規則の作り方セミナー」  
2月26日、午後半日、経営側弁護士を招いて開催した。
- 17) 「これからの労働時間・休日・休暇」セミナー  
3月26日、午後半日、経営側弁護士を招いて開催した。
- 18) 第52回「日経青洋上研修」・中止  
2021年2月6日から13日までの8日間を予定していた洋上研修は、アメリカの新型コロナ感染拡大が一向に収まらない状況にあることと、海外渡航自粛の影響を受け、船側から実施出来ないとの通告があり、今回は中止せざるを得ない結果に終わった。

### 3. 調査・広報活動

- 1) 51回続けた新入社員の「働くことの意識調査」は、新社会人研修村が全面中止となり、実施が見送られた。
- 2) 食品産業労務懇談会活動としては、毎年行われる「モデル賃金事情調査」「退職一時金・年金事情調査」「海外勤務者の労働条件調査」を実施し、改訂28年版「福利厚生制度の概要」を編纂した。また、会員各社からの電話・メール等の要請により、「コロナウイルス対応における新入社員の取扱い」「在宅勤務の対応とそれ以外の勤務形態調査」「緊急事態宣言解除後における在宅勤務追加調査」「2020年春季労使交渉をめぐる労組の動向と経営側の対処の仕方」「コロナウイルス対応における出社インセンティブ調査」「海外駐在員の退避勧告、帰国命令の取扱い」「正社員の副業・兼業に関する調査」「早期退職支援制度・キャリアデザイン制度」「夜間勤務・両立支援・道路交通法への対応」「労災保険と非正規社員の扱い」等の調査活動を広範囲に亘って行なった。  
また、例会や部会は、コロナの影響で大半が開催出来なかったが、ようやく12月8日（金）には、「コロナ後の人事労務施策」に関する情報交換会を実施することが出来た。
- 3) 外食産業経営労務懇談会においても、同上の外、独自に必要なに応じて適宜事例・調査活動を行った。（例：在宅勤務と通勤手当、パートの出勤日・時間調整、休業補償（規制）の対応、時差出勤・サテライトオフィス、with コロナ after コロナの中での企業の在り方等々）  
研修会（情報交換会）は、7月22日（水）、11月27日（金）の両日、午後半日実施した。
- 4) 「無組合企業」の労務対策懇談会においても、それぞれ独自に事例・調査活動を行った。会合は例年5回程度開催するのが、コロナ禍のため年2回に減少した。
- 5) 随時情報誌として、賃金交渉週報、夏季、年末賞与・一時金週報等を発行した。
- 6) 必要なに応じて、労働法改正に係わる資料を作成し発行した。

以上

